

安全衛生管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は労働災害を防止し、従業員及び協力会社従業員(以下「全従業員」という)の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(管理義務)

第2条 会社(又は工場)は安全衛生管理体制を確立し、機械設備、作業環境、作業方法等について、労働災害の防止並びに健康障害の防止上必要な措置をする。

(遵守義務)

第3条 この規程に定めるところにより、全従業員は、協力してこの規程を遵守し、目的達成に努めなければならない。

(適用の関係)

第4条 安全衛生管理については、この規程による。

この規程にないものについては、労働安全衛生法(以下「法」という)、就業規則等会社の諸規定による。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理体制)

第5条 会社は次により管理、監督者を選任し、安全衛生管理体制の万全を期するものである。

1. 総括安全衛生管理者
2. 安全管理者
3. 衛生管理者
4. 産業医

(総括安全衛生管理者)

第6条 総括安全衛生管理者は製造本部長とし、次の各号により総括管理を行う。

1. 全従業員の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。
2. 全従業員の安全又は衛生のための措置に関する事。
3. 健康診断の実施その他健康の保持促進のための措置に関する事。
4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
5. 安全管理者、衛生管理者、産業医、作業主任者等の選任に関する事。
6. 協力会社に対する安全衛生上の指導、援助に関する事。
7. その他の安全、衛生管理に関する必要な事項。

(安全管理者)

第7条 安全管理者は法で定める有資格者の中から社長が選任する。

安全管理者は従業員の安全に関し、次の各号を行う。

1. 機械設備、作業環境、作業方法に危険がある場合の措置。
2. 安全装置、保護具その他危険防止措置、設備及び用具の点検整備に関する事。
3. 安全確保に関する教育訓練。
4. 労働災害が発生した場合の原因の調査及び対策。
5. その他安全に関する重要な事項。

(衛生管理者)

第8条 衛生管理者は法で定める有資格者の中から社長が選任する。

衛生管理者は従業員の衛生管理に関し、次の各号を行う。

1. 健康に異常のある者の発見及び措置。
2. 機械設備、作業環境、作業方法について健康障害の防止。
3. 労働衛生保護具、救急用具、その他施設の点検整備に関する事。
4. 健康障害発生の場合における原因の調査と対策に関する事。
5. 健康の保持、増進のための教育、訓練に関する事。

(産業医)

第9条 法の定めるところにより産業医を選任する。

産業医は医療に関する専門的な立場から従業員の健康管理に関し、次の各号を行う。

1. 健康診断の実施及びむその結果に基づく従業員の健康を保持するための措置に関する事。
2. 作業環境の維持管理に関する事。
3. 作業の管理に関する事。
4. その他従業員の健康管理に関する事。
5. 健康教育、健康相談、その他従業員の健康保持増進に関する事。
6. 衛生教育に関する事。
7. 従業員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。

産業医は前項に掲げる事項について、会社又総括安全衛生管理者に対して、指導し、若しくは助言することができる。

(安全衛生委員会の措置)

第10条 会社は法の定めるところにより安全衛生委員会を設置する。

安全衛生委員会規程については、別に定める。

第3章 管理監督者の責務

(課長の責務)

第11条 課長は安全管理者、衛生管理者等の指示に基づいて、課内の安全衛生管理を推進して、労働災害の防止を行う。

(係長、主任)

第12条 係長、主任は課長の指示に基づいて、職場内の労働災害の防止を行う。

第4章 安全衛生教育

(安全衛生教育)

第13条 新しく雇い入れた従業員には労働災害防止のために次により教育を実施するものとする。

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱いの方法に関する事。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱いの方法に関する事。
3. 作業手順に関する事。
4. 作業開始時の点検に関する事。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
6. 事故時における応急措置及び退避に関する事。
7. その他当該業務について安全又は衛生のために必要な事項。

(特別教育)

第14条 法に基づき特別教育の必要な者については、法の定めるところにより実施する。

第5章 就業制限

(就業制限)

第15条 法で定められている危険有害業務については、資格を有する者でなければ従事してはならない。

第6章 機械災害の防止

(機械装置等の点検)

第16条 機械設備、器具等は常に点検しその保全に努めなければならない。

(安全装置等の機械の保持)

第17条 従業員は、安全装置を取り外したり、又はその機能を失わせてはならない。
臨時に安全装置を取り外したり、又はその機能を失わせる必要がある場合には、係長又は主任の許可を受けなければならない。
前項において安全装置を取り外したり、又はその機能を失わせるときは、その必要が終わった後直ちにもとに復させなければならない。

(機械の掃除等の運転停止)

第18条 機械の掃除、給油、検査等の作業を行うときは、機械を停止しなければならない。
前項により機械を停止したときは、当該機械の制御盤に表示等をしなければならない。

第7章 作業環境の快適化

(作業環境の快適化)

第19条 会社及び従業員は、作業環境の快適化を図るため、それぞれの立場において作業環境を快適な状態に維持するように努めなければならない。

(整理整頓)

第20条 会社及び従業員は、常に職場の整理、整頓、清潔、清掃に努めなければならない。

(作業の安全)

第21条 管理、監督者は作業の安全衛生を確保するため、安全で、衛生的な作業方法を指導しなければならない。

第22条 従業員は安全で衛生的な作業方法により作業する。

第8章 健康管理

(健康診断)

第23条 従業員に対しては、法令の定めるところにより健康診断を実施する。

(健康の保持)

第24条 従業員に対しては、健康増進のため健康相談、その他健康保持のための必要な措置をする。

附則

この規程は平成 年 月 日から施行する。